

# いじめ防止のための学校指導方針

## いじめが起こりにくい学級・学校づくり

- 児童理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童間の信頼づくりや児童相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめている児童に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すというを日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られるばあいでも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくない事を認識し、継続して注意を払い、見守っていくことが重要である。
- いじめ防止のための学校指導方針等については、家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。

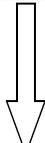
## 校内いじめ対策委員会

- 構成委員**
  - ・校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談、関係教諭その他（カウンセラー、関係機関）
- 話し合い内容**
  - ・いじめ防止の全体計画の策定
  - ・いじめ発見のためのアンケート
  - ・保護者への対応
  - ・いじめの事実、状況確認、対応協議
  - ・関係機関との連携

## いじめの早期発見、早期対応

- 「いじめは人間として絶対に許されない」「人権を守る」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にもどの学校でも起こり得る」問題であることを認識し、学校における相談体制を充実させる。
- 教師の感を大切にし、児童の訴えや様子の変化に気づき早期発見に努める。
- いじめの事実関係の究明に当たっては、迅速かつ正確に実態把握を行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- いじめを認知した場合には、個々の教師で軽微に扱うのではなく、学年、管理者へ迅速に報告、適切な対応をする。
- 保護者等の訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに町教委の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- いじめ解決後も組織的な指導支援、再発防止に努める。

# いじめ発見



### 観察・情報収集

- ・日常的観察（孤立、表情、つぶやき、欠席）
- ・いじめチェック表の活用
- ・いじめアンケートの実施（学期1回）
- ・教職員間の情報交換
- ・保護者からの情報提供

### 被害保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝える
- ・保護者話し合いの持ち方の意向を確認する
- ・信頼関係の構築を図り緊密な連携体制を構築する

### 被害児童への対応

**受容**：つらさや悔しさを十分に受け止める。  
**安心**：具体的な支援内容を示し、安心感を与える  
**自信**：良い点を認め、励まし、自信を与える  
**回復**：人間関係の確立を目指す。  
**成長**：自己理解を深め、自立への支援を行う

### 学級・学年への対応

- ・いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせる
- ・傍観はいじめを助長することに気づかせる
- ・場合によっては学年全体への指導を行う
- ・いじめをゆるさない、継続させない風土づくりを行う

### 加害児童への対応

**確認**：いじめの事実、状況、きっかけ、動機等を確認する  
**傾聴**：不満、不安等の訴えを十分聞く  
**内省**：いじめられた子どものつらさに気づかせる  
**処遇**：課題解決のための援助を行う  
**回復**：体験活動を通して学級での所属感を高める

### 加害保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝える
- ・保護者の心情（怒り、不安、自責の念）を理解する
- ・子どもの立ち直りに向けた連携・協力を行う